

教職員の分限処分について

わいせつ誘拐、不同意わいせつで起訴された教職員に対し、分限処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者

(当事者)

所属	職名	年齢	性別
中央区 小学校	教諭	27歳	男

2 処分内容

休職（令和7年7月30日から当該刑事事件が裁判所に係属する間）

3 処分年月日

令和7年7月29日

4 事案概要

被処分者は、面識のない男児に声をかけ、車に誘い込んでわいせつ行為をしたとして、令和7年6月16日に逮捕された。

それにより、令和7年7月4日付けで、わいせつ誘拐、不同意わいせつで起訴されたため、地方公務員法第28条第2項第2号の規定により、休職処分とした。